

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

- ・長崎県知事管理漁獲可能量の変更

所管課（室）名
漁業振興課

告 示

長崎県告示第355号の2

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、長崎県知事管理漁獲可能量（令和6年長崎県告示第210号）の一部を次のとおり変更し、令和6年6月11日から適用する。なお、同項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和6年6月11日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項</p> <p>令和6年4月1日から令和7年3月31日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。</p> <p>【くろまぐろ（小型魚）】 <u>832.400トン</u> 【くろまぐろ（大型魚）】 <u>208.700トン</u> 【するめいか】 現行水準</p>	<p>1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項</p> <p>令和6年4月1日から令和7年3月31日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。</p> <p>【くろまぐろ（小型魚）】 <u>728.900トン</u> 【くろまぐろ（大型魚）】 <u>173.900トン</u> 【するめいか】 現行水準</p>
<p>2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項</p> <p>令和6年4月1日から令和7年3月31日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。</p> <p>【くろまぐろ（小型魚）】 長崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業 <u>43.399トン</u> 長崎県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業 <u>774.529トン</u></p> <p>【くろまぐろ（大型魚）】 長崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業 <u>63.692トン</u> 長崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業 <u>142.162トン</u></p> <p>【するめいか】 長崎県するめいか漁業 現行水準</p>	<p>2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項</p> <p>令和6年4月1日から令和7年3月31日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。</p> <p>【くろまぐろ（小型魚）】 長崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業 <u>41.289トン</u> 長崎県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業 <u>673.139トン</u></p> <p>【くろまぐろ（大型魚）】 長崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業 <u>52.125トン</u> 長崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業 <u>118.929トン</u></p> <p>【するめいか】 長崎県するめいか漁業 現行水準</p>

令和6年6月11日 火曜日

長崎県公報

号外

発行者

長崎市尾上町三番一号

電話代表
(八二四)
二一
一一
四一

印刷人

長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
クリント
弥ト